

宮城県における企業の事業継続計画（BCP）策定等の支援に関する協定書

宮城県（以下「甲」という。）、宮城県商工会議所連合会（以下「乙」という。）、宮城県商工会連合会（以下「丙」という。）、宮城県中小企業団体中央会（以下「丁」という。）、公益財団法人みやぎ産業振興機構（以下「戊」という。）及びMS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社（以下「己」という。）、企業の事業継続計画（以下「BCP」という。）、策定及び事業継続マネジメント（以下「BCM」という。）、の構築の支援に向けた取組について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東日本大震災等の経験に基づき、災害等の緊急時に、企業が速やかに事業を復旧、継続することが、企業自身や地域経済はもとより、サプライチェーンを通じ、広く全国及び海外に対しても重要であるという共通認識に立ち、甲、乙、丙、丁、戊及び己が、相互に協働及び連携し、企業に対する「みやぎ企業BCP策定ガイドライン（みやぎモデル）」の普及等を中心に、BCPの策定及びBCMの構築を支援することにより、地域及び国土の強靱化に資することを目的とする。

（取組内容）

第2条 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、前条の目的を達成するため、次の事項について取り組む。

- (1) BCPの策定支援に関すること。
  - (2) BCMの構築支援に関すること。
  - (3) 県内企業のBCP策定状況等の調査及び分析に関すること。
- 2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲、乙、丙、丁、戊及び己は、定期的に協議を行い、具体的な実施事項及びそれぞれの範囲責任等について合意の上、実施する。
- 3 己は、第1項に定める事項の一部を、甲、乙、丙、丁及び戊との協議の上、己が株式を所有する関係会社に実施させることができるとし、同会社を前項の協議に加えるものとする。

（秘密保持）

第3条 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、この協定に基づく事業の実施において知り得た他の当事者の秘密事項を、第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前に書面による当事者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙、丙、丁、戊及び己のいずれからも協定を継続しない旨の意思表示がない場合は、有効期間を1年間延長し、それ以降も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙、丙、丁、戊及び己が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書6通作成し、甲、乙、丙、丁、戊及び己が署名の上、各自その1通を所持する。

平成27年3月12日

甲 宮城県知事

村井嘉浩

乙 宮城県商工会議所連合会会長

鎌田 宏

丙 宮城県商工会連合会会長

天野忠正

丁 宮城県中小企業団体中央会会長

今野敦之

戊 公益財団法人みやぎ産業振興機構理事長

井口泰寿

己 MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社

取締役 専務執行役員

藤井史朗